

山梨県告示第百九十一号

平成二十五年六月定例県議会を平成二十五年六月六日山梨県議会議事堂に招集する。

平成二十五年五月二十九日

山梨県知事 横内正明

平成25年6月定例県議会提出予定案件について

- I 6月定例県議会は、6月6日に招集することとし、
本日、招集告示を行ったところである。

- 提出案件は、
条 例 案 7 件 予 算 案 1 件 その他の議決案件 5 件
承認案件 1 件 報告事項 31 件 提出事項 1 件
の予定である。

II 条例案について

- 子ども・子育て支援に関する施策について調査審議する
「山梨県子ども・子育て会議」を設置するための
「山梨県附属機関の設置に関する条例中 改正の件」
- 東部地域に新設する総合制高校の名称を
「山梨県立都留興譲館高等学校」と定め、
明年4月から都留市に開設するための
「山梨県立学校設置条例中 改正の件」
などを提出することとした。

III 平成25年度6月補正予算について

- 補正予算の規模(一般会計)は、8億879万8千円である。
(当初予算と合わせると、4,639億2,617万1千円)

(参考) 24年度6月現計予算 4,625億2,097万円
(現計予算ベースでの比較 (H25/H24) 100.3%)

今回の補正予算は、

- 事業計画に基づき、今回計上することが予定されていたもの
- 新たな補正要因で、緊急を要するもの

などを計上することとした。

○ 内容としては、

- 世界文化遺産としての富士山の適切な保存管理を行うとともに、顕著な普遍的価値を伝える拠点となる富士山世界遺産センター（仮称）の実施設計等に要する経費
- 6次産業化に取り組む企業の誘致に向けたモデル事業の実施に要する経費
- 重度心身障害者医療費助成制度の自動還付方式移行のための医療費集計支払システムの構築に要する経費
- 県庁舎別館の文化財としての保存活用を図りながら、耐震改修やバリアフリー化等を行うための経費

などである。

(参考)

(単位 千円・%)

区 分	25年度			24年度	伸び率
	当初予算額 (A)	6月補正予算額 (B)	6月現計予算額 (A)+(B)=(C)	6月現計予算額 (D)	現計比較 (C)/(D)%
一般会計	463,117,373	808,798	463,926,171	462,520,970	100.3

平成25年6月定例県議会提出予定案件

(議決案件)

【改正条例】

1 山梨県附属機関の設置に関する条例中改正の件

子ども・子育て支援法の施行に鑑み、子ども・子育て支援に関する施策について調査審議するための合議制の機関を設置する。

- 1 名称 山梨県子ども・子育て会議
- 2 担当事務 子ども・子育て支援事業支援計画について意見を述べること。
子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 3 委員定数 20人以内
- 4 委員要件 子どもの保護者
市町村長又はその指名する職員
事業主を代表する者
労働者を代表する者 など
- 5 委員任期 2年

<公布の日から施行>

2 山梨県職員給与条例等中改正の件

新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に伴い、災害派遣手当について所要の改正を行う。

災害派遣手当に、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を追加する。

<公布の日から施行>

3 山梨県市町村振興資金条例中改正の件

景観形成のための建設事業等に対する新たな貸付けに係る元利補給金の交付を休止するため、当該交付の対象となる事業について所要の改正を行う。

次に掲げる建設事業に対する新たな貸付けに係る元利補給金の交付を休止する。

- ・ 山梨県景観条例による景観形成
- ・ 山梨県障害者幸住条例による不特定多数の者の利用に供する施設の整備
- ・ 観光振興に資する施設の整備

<公布の日から施行>

4 山梨県県税条例中改正の件

地方税法の一部改正に伴い、個人県民税等について所要の改正を行う。

1 県民税

(1) 個人県民税の住宅ローン控除の延長及び控除限度額引き上げ

- ・適用期限 平成25年12月31日 → 平成29年12月31日
- ・控除限度額 所得税の課税総所得金額等の5% (最高 9.75万円)

↓

平成26年1月～3月

所得税の課税総所得金額等の5% (最高 9.75万円)

平成26年4月～平成29年12月

所得税の課税総所得金額等の7% (最高13.65万円)

※上記控除限度額の2/5が個人県民税からの控除

(2) 公社債等の課税方式の変更

- ・県民税配当割の特別徴収義務者に公社債等の利子等の支払者を追加
- ・県民税株式等譲渡所得割の特別徴収義務者に公社債等の譲渡対価等の支払者を追加

(3) 法人に係る利子割を廃止

2 延滞金

特例措置の新設及び特例基準割合の見直しに伴う割合の引き下げ

<平成26年1月1日から施行。ただし、1(1)については平成27年1月1日から、1(2)及び1(3)については平成28年1月1日から施行>

5 山梨県動物の愛護及び管理に関する条例中改正の件

動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正に鑑み、動物取扱業者の責務等について所要の改正を行う。

1 動物取扱業者の責務

(1) 「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に改め、その責務に次の事項を追加

- ・動物の購入者等に対し、適正な飼養又は保管方法について必要な説明を行うこと。
- ・上記説明については、購入者等の知識及び経験に照らし、当該購入者等に理解されるために必要な方法及び程度により行うよう努めること。

(2) 「第二種動物取扱業者」を新設し、第一種動物取扱業者と同様の責務を課す。

2 多頭飼養者に対する届出制度

第一種動物取扱業者と同様に、第二種動物取扱業者についても知事への届出義務を課さない。

<平成25年9月1日から施行>

6 山梨県道路法施行条例中改正の件

道路法施行令の一部改正に鑑み、県が管理する道路に係る占用料について所要の改正を行う。

- ・太陽光発電設備等の占用料の設定
- ・上空に設ける施設の占用料の引き上げ

<平成25年10月1日から施行>

7 山梨県立学校設置条例中改正の件

都留市（谷村工業高等学校の敷地）に県立都留興譲館高等学校を設置する。

<平成26年4月1日から施行>

8 平成25年度山梨県一般会計補正予算

9 契約締結の件

国道411号砂田跨線橋建設工事 690,000,000円

10 変更契約締結の件 2件

- ・国道137号新倉トンネル1工区建設工事

1,835,400,000円 → 1,709,677,200円 125,722,800円の減

現契約議決の時期：平成24年2月議会 相手方：早野組・大森工務所・タカムラ建設JV

- ・国道137号新倉トンネル2工区建設工事

1,209,600,000円 → 1,136,468,550円 73,131,450円の減

現契約議決の時期：平成24年2月議会 相手方：秋山土建・富士急建設・芙蓉建設JV

11 訴えの提起の件

清里の森別荘用地に係る建物収去費等の支払い請求

（建物収去費等長期滞納者 1名）

12 6次産業化農業団地整備モデル事業施行に伴う市町村負担の件

平成25年度に施行する事業について市町村の負担率を定める。

6次産業化農業団地整備モデル事業

工事費の1/10以内

(承認案件)

1 山梨県県税条例中改正の件

地方税法の一部改正に伴い、不動産取得税の特例措置の延長等を行う。

- ・不動産取得税の特例措置の延長（2年間）
- ・自動車取得税の特例措置の拡充
- ・狩猟税の特例措置の延長（3年間）

平成25年3月31日専決、平成25年3月31日公布

<平成25年4月1日から施行>

(報告事項)

1 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令の施行に伴い、関係条例について規定の整理を行う。

平成25年3月27日専決、平成25年3月28日公布

<平成25年4月1日から施行>

2 山梨県議会議員及び山梨県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例中改正の件

公職選挙法の一部改正に伴い、規定の整理を行う。

平成25年5月16日専決、平成25年5月20日公布

<平成25年5月26日から施行>

3 山梨県過疎地域における県税の特別措置に関する条例中改正の件

租税特別措置法の一部改正に伴い、規定の整理を行う。

平成25年4月26日専決、平成25年4月30日公布

<公布の日から施行>

4 山梨県道路法施行条例中改正の件

道路法施行令の一部改正に伴い、規定の整理を行う。

平成25年3月27日専決、平成25年3月28日公布

<平成25年4月1日から施行>

5 平成24年度山梨県一般会計継続費繰越計算書

6 平成24年度山梨県一般会計繰越明許費繰越計算書

7 平成24年度山梨県一般会計事故繰越し繰越計算書

8 平成24年度山梨県恩賜県有財産特別会計繰越明許費繰越計算書

9 平成24年度山梨県恩賜県有財産特別会計事故繰越し繰越計算書

10 平成24年度山梨県流域下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書

11 平成24年度山梨県流域下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書

12 平成24年度山梨県営電気事業会計継続費繰越計算書

13 平成24年度山梨県営電気事業会計予算繰越計算書

14 訴えの提起の件 2件

- ・山梨県遷延性意識障害者助成金に係る不当利得による返還金等の支払い請求
- ・県営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払い請求
(滞納月数10月以上 10名)

15 和解及び損害賠償額の決定の件	16件	4,472,785円
公務上の交通事故	11件	3,538,049円
国道上の甲蓋事故	1件	104,475円
県道上の落石事故	1件	231,105円
県道上の穴ぼこ事故	1件	157,203円
県道上の路上落下物事故	1件	92,061円
注意看板倒壊事故	1件	349,892円

(提出事項)

1 県が出資している法人の経営状況説明書 (17法人)

平成25年度6月補正予算案の概要

一 総括

(一般会計)

(単位：千円、%)

区分	当初予算額	6月補正 予算額	6月現計 予算額 (A)	平成24年度 6月現計予算額 (B)	(A)/(B)
総額	463,117,373	808,798	463,926,171	462,520,970	100.3

二 主要事業

※**国**は国の交付金等を活用した基金事業

○ **富士山世界遺産センター(仮称)整備事業費** 69,500千円

世界文化遺産としての富士山の適切な保存管理を行うとともに、顕著な普遍的価値を伝える拠点として富士山世界遺産センター(仮称)を整備する。

事業内容 実施設計 地質調査

○ **鉄道施設安全対策事業費補助金** 61,600千円

鉄道事業者が行う事前防災・減災対策に係る事業に対し助成する。

補助先 富士急行(株)

事業内容 トンネル等の安全性調査 橋りょうの改修工事

補助率 県2/5(別に国2/5) 事業主体1/5

○ **県庁舎別館改修事業費** 80,586千円

県庁舎別館の文化財としての保存活用を図りながら、耐震改修、バリアフリー化等を行う。

構造・規模 RC地下1F地上4F 6,589m²

事業年度 25～26年度

事業費 総事業費 1,955,161

25年度 80,586

26年度 1,874,575

○ **重度心身障害者医療費助成自動還付方式移行対応事業費** 22,604千円

重度心身障害者医療費助成制度の自動還付方式への円滑な移行を図るため、制度見直しに必要な準備を行う。

事業内容 **医療費集計支払システムの構築**

当初予算額 2,178

補正額 22,604

計 24,782

○ 防災拠点スペース整備事業費補助金 26,700千円

災害時における障害者の安全及び福祉サービスの確保を図るため、被災障害者の受け入れが可能となる設備を備えた防災拠点スペースの整備に対し助成する。

補助先 ㊦社会福祉法人深敬園
施設名 ともろうらんど
補助基本額 35,600
補助率 国 2/4 県 1/4 事業者 1/4
(財源：社会福祉施設等施設整備費補助金)

㊦ 森林整備加速化・林業再生基金事業費 428,620千円

県産材の生産体制を確立することにより木材の安定供給に資するとともに、地域における林業・木材産業の再生を図るための事業に対し助成する。

事業内容 木造公共施設等整備事業 木質バイオマス利用施設等整備事業
地域材利用製品開発事業
当初予算額 986,774
補正額 428,620
計 1,415,394
(財源：森林整備加速化・林業再生基金)

○ ㊦観光地二次交通強化モデル事業費補助金 1,418千円

観光客の利便性の向上を図るため、峡東地域における周遊タクシーを活用した二次交通の充実・強化に向けた取り組みに対し助成する。

補助先 公益社団法人やまなし観光推進機構
補助率 定額(県単)

○ ㊦6次産業化農業団地整備モデル事業費 100,000千円

農村地域の雇用を創出することにより、定住人口の確保を図るため、農業の6次産業化に取り組む企業の誘致に向けたモデル事業として農業団地の整備を行う。

事業内容 造成工事 農道、用排水路の整備等
整備場所 南アルプス市東南湖地内(4.9ha)